



Title	法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討 (一)
Author(s)	山本, 展彰
Citation	阪大法学. 2022, 71(6), p. 95-115
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87407
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法的因果関係における反事実条件文の法理学的検討（一）

山 本 展 彰

はじめに

第一章 ルイスの因果関係論

第一節 ルイス因果関係論の基盤（一）——可能世界と様相实在論

第二節 ルイス因果関係論の基盤（二）——可能世界による反事実条件文分析

第三節 因果関係の反事実条件文分析（以上、本号）

第二章 ルイスの因果関係論への批判と第二の因果関係分析

第一節 限界事例への対応

第二節 内在性アプローチへの批判

第三節 ルイスによる第二の因果関係分析——影響としての因果関係

第三章 法的因果関係における反事実条件文の検討

第一節 法的因果関係論における反事実条件説の位置づけ

第二節 残された問題

第三節 反事実条件文を用いた法的因果関係存否の判断の成否

おわりに

はじめに

法的因果関係の存否を判断する際には、しばしば「あれなければこれなし」公式が用いられるとされる。「あれなければこれなし」公式は、因果関係の存否が問題となる個別具体的な事例において「もしcでなかったならば、eではなかっただろう」という命題の形で適用される。すなわち、AがBをナイフで刺しBが死亡したという事例においては、「AがBをナイフで刺さなければ、Bが死亡することはなかっただろう」という命題となる。そして、この命題が真であるとき、「AがBをナイフで刺した」という出来事⁽¹⁾が、「Bが死亡した」という別の出来事の原因である、すなわち二つの出来事に法的因果関係の基礎となる事実的因果関係が存在すると判断され、Bが死亡した責任がAに帰属しうることとなる。このような「あれなければこれなし」公式は、刑法学や民法学などの法解釈学において条件公式や *conditio sine qua non* あるいは *but for test* などと呼ばれる。そして、哲学において「もしcでなかったならば、eではなかっただろう」という命題は「反事実条件文 (counterfactuals)」と呼ばれる。

法理学者H・L・A・ハートと民法学者T・オノレによれば、法的因果関係は常識的諸原理 (common-sense principles) によって存否が判断されるものであり、⁽²⁾ 法的責任の範囲を定める根拠の一つである。⁽³⁾ そして、ハート⁽⁴⁾ オノレは、法的因果関係を反事実条件文によって判断される事実的因果関係に限定し、法的責任の範囲は制定法によって定まるとするL・グリーン (Leon Green) ⁽⁵⁾ らを批判しつつも、複雑な事案を除いて反事実条件文が法的因果関係の存否を明らかにする上で有用なテストであるとする。

また、法解釈学における法的因果関係論も、反事実条件文と密接な関係を有する。刑法学の法的因果関係論では、実行行為と構成要件の結果との間の反事実条件文が真であれば刑法上の因果関係があることを認める条件説が発

点となる。しかし、条件説は出来事を遡ること無制限に原因を認定してしまい、責任が誰に帰属するかを適切に判断できない。そこで、以降の法的因果関係論は責任の範囲を適切に限定する方向へ進むことになった。かつての通説は実行行為と構成要件の結果との間の反事実条件文が真であることを前提に、行為と結果との間の結びつきが社会的に「相当」である場合に因果関係があることを認める相当因果関係説であつたが、大阪南港事件決定⁶⁾を契機とするいわゆる「相当因果関係説の危機」によって、ドイツ刑法学において注目を集めていた客観的帰属論が有力視されるようになった。客観的帰属論は、因果関係の問題と帰責の問題を区別し、因果関係は反事実条件文によって、帰責は反事実条件文が真であることを前提に「許されない危険の創出と実現」と「構成要件の射程範囲」によって判断する見解であるが、責任帰属の範囲を制限するという方向性は相当因果関係説と共通する。民法学においては、刑法学と同様にながら相当因果関係説が通説とされてきた。しかし、平井宜雄はコモン・ロー圏における議論、特にシ・グリーンの議論から影響を受け、反事実条件文で判断される事実的因果関係と損害賠償の範囲（と損害の金銭的評価）を区別する見解を提示した。⁷⁾これは刑法学における客観的帰属論と基本的発想を共有するものと考えられる。このように、刑法学と民法学では議論の経過に違いがあるものの、法解釈学上の法的因果関係論は、少なくとも中核的な事例においては反事実条件文を用いて存否が判断される事実的因果関係を前提としつつ、責任帰属を適切な範囲に制限することを目的としたものであると評価できる。⁸⁾そして、反事実条件文が機能しない限界事例が存在するといふかねてよりなされてきた指摘に対して、理論的な対応が試みられてきた。⁹⁾

法解釈学上の法的因果関係論が前提とするような、反事実条件文を用いた事実的因果関係存否の判断は、我々の直感的な因果関係存否の判断とも一致するように思われる。そして、哲学の因果関係論において反事実条件説と呼ばれている立場は、因果関係を反事実条件文に還元することができるとする。しかし、反事実条件文の限界事例へ

の対応をはじめとするこれまでの法的因果関係論の展開において、反事実条件説を参照した検討は不足しているように思われる。そこで、本稿は、反事実条件説の泰斗であるD・ルイス(David Lewis)⁽¹⁾の因果関係論に着目する。ルイスは、反事実条件説を確立した哲学者であり、法的因果関係論において限界事例として指摘される諸問題への対応も試みている。ルイスの因果関係論を参照点とすることで、限界事例への対応を含む反事実条件説を用いた法的因果関係存否の判断の成否を法理学的に検討することが本稿の目的である。

本稿は、以下の構成で論を進める。第一章では、ルイスの因果関係論について哲学的基盤を含めて確認する。続く第二章では、ルイスの因果関係論が法的因果関係論において指摘されてきた限界事例に対して試みる対応について、批判と応答を含めて確認する。以上に基づいて、第三章では、法的因果関係論における反事実条件説の位置づけを検討するとともに、反事実条件説を用いた法的因果関係存否の判断が、反事実条件説が抱える哲学的問題によって成立しないことを示す。

第一章 ルイスの因果関係論

第一節 ルイス因果関係論の基盤(一)——可能世界と様相実在論

ルイスの因果関係論は、因果関係を反事実条件文によって分析し、反事実条件文はルイスの哲学的基盤である様相実在論(modal realism)によって分析される。したがって、ルイスの因果関係論を理解するためには、様相実在論から出発する必要がある⁽²⁾。

世界の複数性テーゼとも呼ばれる様相実在論は、様々な可能性が実現している可能世界が現実世界と同様に存在しており、現実世界は可能世界の一つであるとする立場である。様相実在論によれば、現実世界には翼を持った人

間は存在しないが、翼を持った人間が存在する可能世界が現実世界と同様に存在することになる。このような可能性はあらゆる事物に成立するため無数にあり、それぞれの可能性に応じた可能世界が存在する。⁽¹³⁾

現実世界と同様に可能世界が無数に存在するという様相実在論は、無数の可能世界の存在を受け入れるという「存在論的成本」を支払わねばならないため、信じがたい物のように思われる。しかし、ルイスは、「そういった「存在論的成本」を受け入れることで、因果や知識などの概念が明晰に分析できるようになる」として、様相実在論を擁護する。⁽¹⁵⁾

では、存在論的成本を受け入れ様相実在論を採用することによって、具体的にはどのような利点があるのだろうか。その利点は、様相、すなわち可能性や必然性を分析する際に有用であることに他ならない。様相実在論を用いることで、可能性や必然性は以下のように分析することができる。

「Pが可能である」が真であるのは、ある可能世界wが存在し、その可能世界においてPが真であるときであり、そのときに限る。

「必然的にPである」が真であるのは、全ての可能世界wについて、wにおいてPが真であるときであり、そのときに限る。⁽¹⁶⁾

可能性や必然性に関するルイスの分析は、我々が何らかの可能性や必然性を考察する際に、そのような可能世界が存在するかを考察しているということを意味する。確かに、我々は、翼を持った人間が存在する可能性を考えるときに翼を持った人間が存在する可能世界が存在するかを考え、地球の人口が奇数または偶数であるという必然性

を考えるとときに全ての可能世界で地球の人口が奇数または偶数であることを考えているとも言えるかもしれない。しかし、ルイスによる可能性や必然性の分析が哲学理論であるためには、可能世界がいかなるものかを説明することが必要となる。

ルイスによれば、我々は物事が現実とは異なっていたかもしれないと信じており、それはすなわち「物事がそうでありえた仕方 (ways things could have been)」に関する多くの存在者が存在すること」に他ならない。⁽¹⁷⁾そして、「物事がそうでありえた仕方」がまさに可能世界なのだと主張する。⁽¹⁸⁾可能世界は、現実世界に存在するものが存在しなかったり、現実世界に存在しないものが存在したり、世界の部分をなしているものの間に違いがあるかもしれないが、全体としての可能世界と現実世界は種類において同じである。⁽¹⁹⁾また、存在するものの位置が異なるなど、存在するものの間で違いはあるかもしれないが、可能世界と現実世界の存在の仕方には違いがない。⁽²⁰⁾したがって、我々が現実世界をどのようなものであるか知っているならば、種類において変わらない可能世界がどのようなものであるかを知ることができる。⁽²¹⁾そして、現実世界と他の可能世界との間に絶対的な区別は存在せず、我々がこの世界を現実であると発話するがゆえに現実世界は現実となる（現実性についての指標理論⁽²²⁾）。したがって、ある物事が現実なのか否かは、我々の発話の状況に依存する相対的なものにすぎない。

可能世界は、「現実世界と同様に具体的なものであり」⁽²³⁾、部分として様々な可能なもの（可能個体）を含んでいる。⁽²⁴⁾ルイスは、同じ世界に部分として含まれる可能個体を「世界メイト (worldmates)」の関係にあるとした上で、世界とは世界メイト関係にある可能個体全ての極大の「メレオロジ的和 (mereological sum)」⁽²⁵⁾であるとす。⁽²⁶⁾世界の部分に含まれる可能個体が世界メイトの関係にあるということは、それらが時空的関係にあることであり、時間的距離もしくは空間的距離を設定することができれば、距離の大小に拘わらず世界メイト関係にあるとされる。

そして、世界が世界メイト同士の極大のメレオロジー的和であるということは、世界wに含まれる任意の世界メイトwの部分であり、wに含まれないものはwに含まれるものと世界メイト関係にないということである。つまり、複数の世界に跨がって可能個体が存在することはない⁽²⁷⁾。

では、どのような可能世界が存在するのだろうか。この問いに対して、ルイスは「組み替え原理」を用いた説明を与える。組み替え原理とは、xとyがそれぞれ何らかの世界の部分であるならば、xの複製とyの複製が隣接し、それらを部分として含む世界が存在するという原理である⁽²⁸⁾。可能世界がxやyではなくそれらの複製を部分として含むのは、世界が世界メイトの極大のメレオロジー的和であるため、すなわち同じ対象が複数の世界に跨がって存在することはないからである。そこで、ルイスは、xやyと区別がつかないほど似ている対象を複製とした上で、複製を組み合わせた無数の可能世界が存在するという⁽²⁹⁾。

しかし、ある対象が複数の世界に跨がって存在することはなく、他の世界に存在するのは対象の複製であるならば、特定の対象に関する可能性をどのように分析するのが問題となる。なぜなら、現実世界に部分として含まれている対象xの可能性を語るときに、我々はxについて語っているのであって、可能世界wに部分として含まれているxの複製について語っているのではないからである。そこでルイスは、wに含まれるもののうちある重要な点でxに類似しているものをxの「対応者 (counterpart)」とすることで特定の対象に関する可能性を分析する。すなわち、xが可能的にFであるのは、ある世界wが存在し、wにおけるxの対応者がFであるときであり、そのとに限定とする（対応者理論⁽³⁰⁾）。ただし、xのどの点に類似していればxの対応者となりうるのかについては明らかではない。ルイスは、類似性があるとされる様々な関係性が厳密さや重視される観点において違いがあり不確定であるのと同様に、ある世界に存在する対象が他の世界に存在する対象の対応者であるという対応者関係も不確定

であるとする⁽³¹⁾。すなわち、文脈によって対応者関係であったり対応者関係でなかったりすることがありうる。ここまで見てきたルイスの様相实在論をまとめると、次のようになるだろう。まず、可能性が可能世界に還元され、可能世界が時空的関係に還元される。これにより、可能性を可能世界によって説明し、可能世界を可能性によって説明するという循環を回避している。そして、対応者理論によって、個別具体的な物事の可能性を分析することができるようになる。ルイスの様相实在論が因果関係の分析においてどのように機能するのかを明らかにするため、次に可能世界による反事実条件文分析をすることとする。

第二節 ルイス因果関係論の基盤 (二) —— 可能世界による反事実条件文分析

反事実条件文とは、現実には起こらなかった出来事が起こっていた場合にどのようなことが成り立つか、例えば「もしAがBをナイフで刺さなかったならば、Bは死亡しなかっただろう」のように、「もしPならばQだろう」($P \rightarrow Q$)⁽³²⁾または「もしPでなかったならばQでなかっただろう」($\neg P \rightarrow \neg Q$)⁽³³⁾と述べる文である。反事実条件文は、他の条件文とは異なる特徴を持っている。例えば、主に数学で用いられる実質条件文「PならばQ」($P \rightarrow Q$)⁽³⁴⁾は、前件Pが真かつ後件Qが真である場合または前件が偽である場合に真となる⁽³⁵⁾。しかし、反事実条件文「もしAがBをナイフで刺さなかったならばBは死亡しなかっただろう」を考えると、前件が偽であったとしても反事実条件文が真になるとは限らない。なぜなら、AがBをナイフで刺したが、Bが防刃ベストを着用していたため死亡しない場合がありうるからである。したがって、反事実条件文は実質条件文とは異なるものとなる。

さらに、実質条件文は前件と後件との間に何ら関係性がない場合にも真となりうるが、反事実条件文は前件と後件との間に何らかの結びつきがなければ真とならない⁽³⁶⁾。また、反事実条件文は、全ての可能世界で $P \rightarrow Q$ が成立

することを意味する厳密条件文「 P ならば必ず Q である（ $\square(P \rightarrow Q)$ 、本稿では $P \Downarrow Q$ とする）」とも異なる。なぜなら、反事実条件文は前件と後件との結びつきが必然的でなくともよく、厳密条件文において成立する前件強化、推移律、対偶などの推論が成立しないからである⁽³⁵⁾。

したがって、実質条件文とも厳密条件文とも異なる反事実条件文には、独自の分析を与えなければならない。ここでルイスが分析の道具として用いるのが、可能世界である。ルイスは可能世界によって反事実条件文を分析し、「 $P \square \rightarrow Q$ が真であるのは、ある P であり Q である世界が存在し、その世界が全ての P であるが Q でない世界よりも現実世界に近いときであり、そのときに限る」とする⁽³⁷⁾。この分析に「もし A が B をナイフで刺さなかったならば、 B は死亡しなかっただろう」という反事実条件文をあてはめると次のようになる。すなわち、 A が B をナイフで刺しておらず B も死亡していない世界が存在し、かつ A が B をナイフで刺していないが B が死亡している全ての世界よりも現実世界に近いとき、「もし A が B をナイフで刺さなかったならば、 B は死亡しなかっただろう」という反事実条件文は真となる。

しかし、ルイスの反事実条件文分析では、可能世界と現実世界の近さという概念が導入されている点に注意が必要である。ある可能世界の現実世界への近さとは、その可能世界が他の可能世界に比べてより現実世界に類似しているかという世界間の類似性の問題である⁽³⁸⁾。では、世界間の類似性はどのようにして明らかになるのだろうか。

ルイスは、世界間の類似性基準として、重要なものから順に、次の四つの基準を挙げている。第一に、大きく広範にわたる、多様な法則の侵犯を避けることが重要である。大きく広範にわたる、多様な法則の侵犯とは、例えば、 A が B をナイフで刺すことはなかったがナイフで刺された痕跡を残して B が死亡するというような多くの法則を侵犯するような可能世界は、多くの法則を侵犯しない可能世界に比べて現実世界に類似していない、すなわち現実世

界から遠いものとされる。第二に、個別の事実の完全な合致が行きわたる時空領域を最大化することが重要である。例えば、多様な法則の侵犯がないとしても、そもそもAがBと知り合いではなく殺意を抱くことはないというように、過去の違いが大きい可能世界は、過去が最も一致する可能世界に比べて現実世界と類似しておらず、遠いものとなる。第三に、小さな、局所的な、単純な法則の侵犯を避けることが重要である。例えば、AがBをナイフで刺したとしてもBが奇跡的に死亡しないといった、小さな法則の侵犯がある可能世界は、小さな法則の侵犯がない可能世界に比べて現実世界と類似しておらず、遠いものとなる。第四に、我々に大きくかわる事柄であっても、個別の事実のおおよその類似性を保証することはほとんど、あるいはまったく重要ではない。例えば、Bの生死はここで挙げている反事実条件文の例を考える際に重大な事柄ではあるが、Bが死亡していることを優先する必要がある、Bが突然死する可能世界は現実世界と類似している、あるいは現実世界と近いものであるとは言えない⁽³⁹⁾。

したがって、これら四つからなる世界の類似性基準に基づいて、AがBをナイフで刺しておらずBも死亡していない世界が存在し、かつAがBをナイフで刺していないがBが死亡している全ての世界よりも現実世界に類似しているならば、「もしAがBをナイフで刺さなかったならば、Bは死亡しなかっただろう」という反事実条件文は真となる。このように、ルイスは反事実条件文を世界の類似性基準によって分析する。そして、伝統的な法的因果関係論では、この反事実条件文が真であるとき、事実的因果関係があるとされてきた。次節では、ルイスによる因果関係の反事実条件文分析を見ることがとす。

第三節 因果関係の反事実条件文分析

ルイスの因果関係分析を見るにあたって、分析の対象である因果関係がどのようなものであるかを確認しておく。

一般的に、因果関係は、単称因果（トークン因果）と一般因果（タイプ因果）とに分けられる。単称因果とは、「AがBをナイフで刺した結果、Bが死亡した」のように、個別具体的な出来事（出来事トークン）間の因果関係を指す。他方で、一般因果とは、「人をナイフで刺すと、刺された人は死亡する」のように、個別具体的な出来事をまとめた一般的な出来事（出来事タイプ）間の因果関係を指す。⁽⁴⁰⁾ 言うまでもなく、個別具体的な事件に法を適用する際の要件の一つである法的因果関係は単称因果であり、ルイスの因果分析も単称因果を対象とする。⁽⁴¹⁾ したがって、法的因果関係について哲学的な考察をする上でルイスの因果関係分析を参照することは的外れではないだろう。

我々は、日常的に因果関係と反事実条件文を関連付けて考えている。例えば、「AがBをナイフで刺し、Bが死亡した」という事例において、AがBをナイフで刺したという出来事は、Bが死亡したという出来事の原因であると考えられる。このとき、「Bはナイフで刺されたものの防刃ベストを着用していたため傷を負うことはなかったが、直後に第三者Cからの狙撃を頭部に受けた」などといった他の特殊な状況がなければ、「もしAがBをナイフで刺さなかったならば、Bは死亡しなかっただろう」という反事実条件文が成り立つ。より一般的に言えば、出来事cが出来事eの原因であるために、「もし出来事cがなければ、出来事eは起こらなかっただろう」という反事実条件文が成り立つ。その上で、ルイスは、因果関係を反事実条件文によって分析できると主張する。⁽⁴²⁾ すなわち、「もし出来事cがなければ、出来事eは起こらなかっただろう」という反事実条件文が成り立つことによって、出来事cが出来事eの原因であると考えるのである。⁽⁴³⁾ なぜなら、「原因の候補として挙げられる出来事について、どのような反事実条件文が成り立つかが、実際にそれが原因であるかどうかを分ける」⁽⁴⁴⁾ からである。例えば、「AがBをナイフで刺したところ、Bは防刃ベストを着用していたため傷を負うことはなかった。しかし、第三者CがBの頭部を狙撃し、Bが死亡した」という場合、Bの死亡という結果の原因は、AがBをナイフで刺したことではなく、

CがBを狙撃したことである。この事例において、「もしAがBをナイフで刺さなかったならばBは死亡しなかっただろう」という反事実条件文は成り立たないが、「もしCがBを狙撃しなかったならばBは死亡しなかっただろう」という反事実条件文は成り立ち、反事実条件文の成否が原因は何かという判断と一致する⁽⁴⁵⁾。

因果関係と反事実条件文との関連を前提に、ルイスは「反事実的依存 (counterfactual dependence)」という概念を導入する。ルイスによれば、命題Xと命題Yについて、二つの反事実条件文「 $X \square \rightarrow Y$ 」と「 $\sim X \square \rightarrow \sim Y$ 」の両方が真であるとき、YはXに反事実的に依存している⁽⁴⁶⁾。仮にXとYが現実世界において真である、すなわち実際に起こった出来事であるならば、 $X \square \rightarrow Y$ は自動的に真であるため、YがXに反事実的に依存しているか否かは $\sim X \square \rightarrow \sim Y$ が真であるか否かによって定まる。

ここで、反事実的依存関係は、あくまで命題Xと命題Yによって構成される反事実条件文の論理について述べたものであることに注意が必要である。いま我々が考察をしているのは個別の出来事間の因果関係であり、命題と出来事は同じではない。そこで、ルイスは、「因果的依存 (causal dependence)」という概念を導入する。ルイスによれば、cが起きるといふ個別の出来事 $O(c)$ とeが起きるといふ個別の出来事 $O(e)$ について、二つの反事実条件文「 $O(c) \square \rightarrow O(e)$ 」と「 $\sim O(c) \square \rightarrow \sim O(e)$ 」がともに真であるとき、かつそのときに限り、出来事eは出来事cに因果的に依存している⁽⁴⁷⁾。本稿で度々登場する例に即すと、二つの反事実条件文「もしAがBをナイフで刺したならばBは死亡するだろう」と「もしAがBをナイフで刺さなかったならばBは死亡しなかっただろう」が共に真であるとき、Bの死亡という出来事はAがBをナイフで刺したという出来事に因果的に依存している。このとき、現実世界においてAがBをナイフで刺していたならば、前者の反事実条件文は自動的に真となるため、BがAに因果的に依存しているか否かは後者の反事実条件文が真であるか否かによって決まることになる。

このように、出来事 e が出来事 c に因果的に依存していたならば、 c は e の原因である。しかし、ルイスは、その逆が成り立つとは限らないと指摘する。すなわち、もし c が e の原因であるとしても、出来事 e は出来事 c に依存するとは限らない。なぜなら、一方で因果関係は推移的であるが、他方で反事実条件文は推移的であるとは限らないからである。出来事の連鎖によって因果関係は常に推移的なものであり、 c が d の原因であり、 d が e の原因であるならば、 c は e の原因となる。しかし、本章第二節で見たように、反事実条件文は常に推移的なものであるとは限らず、 $\neg O(c) \square \rightarrow \neg O(d)$ と $\neg O(d) \square \rightarrow \neg O(e)$ が共に真であるとしても $\neg O(c) \square \rightarrow \neg O(e)$ であるとは言えない。そこで、ルイスは、 c と e との間にある出来事の列において、隣り合う出来事間に因果的依存関係があるとき、かつそのときに限り c は e の原因であると定義する。⁽⁴⁸⁾ ルイスによる因果関係の反事実条件文分析をまとめると以下のようなになる。

c が e の原因であるのは、出来事の列 $c, p_1, p_2, \dots, p_n, e$ が存在し、 d_1 は c に因果的に依存し、 d_2 は d_1 に因果的に依存し、 $\dots$ d_{n-1} は d_{n-2} に因果的に依存し、 e は d_n に因果的に依存しているときであり、そのときに限る。⁽⁴⁹⁾

このように、因果的依存関係の列により因果関係を定義することで、反事実条件文の非推移性にも拘わらず、因果関係を推移的なものとして定義することが可能となる。

本節で確認したルイスによる因果関係の定義は、因果関係を反事実条件文によって分析するものであった。そして、本章第二節で確認したように、反事実条件文は世界の類似性基準によって分析される。したがって、最終的には因果関係を可能世界論によって分析できることになり、因果関係に関わる概念によって因果関係を説明するとい

う循環に陥らない説明を与えることができる。⁽⁵⁰⁾

【付記】

本稿は、JSPS 科研費基盤研究 (C) 「介入主義を応用した法的因果関係の構造の解明」(課題番号: 21K01112) の研究成果の一部である。

(1) 「A が B をナイフで刺した」ことは、単なる出来事ではなく「行為」として捉えるべきかもしれない。しかし、行為は何らかの積極的な身体の動作を意味するものであるとすると、例えば「医師である A が B に適切な措置をしなかったことで B が死亡した」というような不作為の事例を適切に検討することができないように思われる。不作為についても時には刑罰や損害賠償の対象となることを踏まえれば、不作為も法的因果関係において原因となるものと位置づけることが適切である。もともと、法解釈学においても一定の不作為を行為に含める見解が通説であるが、本稿では哲学の因果関係論との接続を明確にするため、より一般的な用語として「出来事」を用いる。

(2) Herbert Lionel Adolphus Hart and Tony Honore, *Causation in the Law, Second Edition*, Oxford University Press, 1985, pp.26-61. [井上祐司ほか(訳)「法における因果性」(九州大学出版会、一九九一年) 一一一—一七七頁] 筆者は以前、ハート＝オノレの法的因果関係論について批判的検討を試みている。詳細は、拙稿「法的因果関係論の法理学的再検討(一)：ハート＝オノレとその批判者を中心に」(阪大法学六八巻六号二三三—二五六頁(二〇一九年) 及び「法的因果関係論の法理学的再検討(二・完)：ハート＝オノレとその批判者を中心に」(阪大法学六九巻一号九一—一〇三頁(二〇一九年) を参照。

(3) Hart and Honore, *Supra* note (2), pp.66-67. [邦訳一八五—一八七頁]

(4) *Ibid.*, pp.254-290. [邦訳四八七—五四三頁]

(5) *Ibid.*, pp.109-129. [邦訳二五五—二八九頁]

(6) 最決平成二年十一月二〇日刑集四四巻八号八三七頁。

(7) 平井宜雄『損害賠償法の理論』(東京大学出版会、一九七一年) 一〇一—一四二頁。

(8) 法解釈学上の議論においては、K・エンギッシュ (Karl Engisch) が提唱した、自然法則や蓋然性法則に基づいて原因と結果との結合（合法的条件関係）が認められる際に事実的因果関係を認める立場（合法的条件説）もある（例えば、林陽一『刑法における因果関係理論』（成文堂、二〇〇〇年）六六―七九頁を参照）。合法的条件説に基づく、自然法則や蓋然性法則から見て「cがあつたために、eがあつた」と言える場合に事実的因果関係があることになる。しかし、後に見るように、反事実条件文の真偽を判断する前提にも合法的条件関係が含まれており、合法的条件説と反事実条件説との違いは一連の出来事を実際の出来事の推移に注目して検討するか、反事実的な出来事の推移に注目するかの違いであると考えられる。したがって、本稿では、合法的条件説も法的因果関係の判断に反事実条件文が用いられるという立場と理論的な違いがあるものではないという立場をとる（水野謙『因果関係概念の意義と限界』（有斐閣、二〇〇〇年）八二―八三頁も参照）。

(9) 刑法学上の法的因果関係論について、井田良「刑法における因果関係論をめぐって…相当因果関係説から危険現実化説」『慶應法学四〇号（二〇一八年）一頁を参照。民法学上の議論も同様であると考えてよいだろう。

(10) このような限界事例は概ね四つに分類することができる。

第一は、Aの車がCを轢いてしまいCが死亡したが、Aが轢かなかつたとしても別のBの車がCを轢いたと考えられる場合のような、仮定的因果関係と呼ばれる事例（哲学では先取り (preemption) と呼ばれる事例）である。仮定的因果関係に反事実条件文をあてはめると、AがCを轢かなかつたとしても、BがCを轢くことによってCは死亡したと考えられるため、AがCを轢いたことはCの死亡の原因とはならない。しかし、この結論は妥当でないと考えられる。そこで、法解釈学上では、行為者の行為が原因であると判断するため、仮定的因果関係の事例においては行為者の行為のみに着目して反事実条件文をあてはめる対応（例えば、佐久間修『刑法総論』（成文堂、二〇〇九年）九五頁）が提案されてきた。

第二は、AとBが独立してそれぞれ致死量の毒物をCに投与しCが死亡した場合のような、多重的因果関係と呼ばれる事例（法学では原因競合や択一的競合とも呼ばれ、哲学では対称的過剰決定 (symmetric overdetermination) と呼ばれる事例）である。多重的因果関係に反事実条件文をあてはめると、AがCに毒を投与しなかつたとしても、Bが投与した毒によってCは死亡したと考えられるため、Aによる毒の投与はCの死亡の原因とはならない。Bによる毒の投与も同様である。しかし、この結論は妥当ではないだろう。そこで、法解釈学上では、複数の者の行為をまとめて反事実条件文に

よって判断するという対応（例えば、大塚仁『刑法概説（総論）』〔第三版増補版〕（有斐閣、二〇〇六年）一八一頁）や、一方の行為について反事実条件文を検討する際に他方の行為を排除するという対応（例えば、佐久間・同書・九七頁）、中には直感的に承認された例外とするという対応（例えば、大村敦志『新基本民法6 不法行為編 法定債権の法』（有斐閣、二〇一七年）六九頁）も提示されてきた。

第三は、AとBが独立してそれぞれ致死量の半分の毒物をCに投与しCが死亡した場合のような、重疊的因果関係と呼ばれる事例（法学では累積的因果関係とも呼ばれ、哲学では非対称的過剰決定（asymmetrical overdetermination）と呼ばれる事例）である。重疊的因果関係に反事実条件文をあてはめると、AがCに毒を投与しなかったとすればCは死亡しなかったと考えられるため、Aによる毒の投与はCの死亡の原因となる。Bによる毒の投与も同様である。しかし、致死量の半分の毒物を投与したことが死亡の原因であるという判断は疑わしい。そこで、刑法学においては相当性判断によって因果関係を否定し未遂犯の成立にとどめる対応（例えば、大塚・同書・一八二頁）や、民法学においては共同不法行為を構成するものとして賠償額を調整する対応（例えば、大村・同書・六九頁）が提示されてきた。

第四は、Aによる暴行から逃れようとしたBが階段を踏み外して転落して負傷した場合や、CがEに暴行を加えた後に無関係のDがEにさらなる暴行を加えEが死亡した場合のような、第一行為のあとに当事者や第三者の自由意思に基づく第二行為が介在する事例である。このような事例の第二行為に反事実条件文をあてはめると、Bが階段を踏み外さなければBは負傷しなかっただろう、Dが暴行を加えなければEは死亡しなかっただろうと判断されうる。もちろんこのような事例については個々の事例の詳細な事情によって判断する必要があるが、反事実条件文による判断が適切ではないと考えられる場合がある。そこで、法解釈学上では、個々の事例の事情を踏まえた相当性判断によって第一行為と結果との因果関係を肯定する対応（例えば、佐久間・同書・一〇二頁）や、被害者の負傷や死亡といった結果を抽象化することで因果関係を肯定するという対応（例えば、林・前掲註（8）・二五九―二六三頁）が提示されてきた。

加えて、限界事例に対する民法学上の議論をまとめたものとして、新美文『因果関係論の新たな局面…共同不法行為論への影響』新美文ほか（編）『不法行為法研究①』（成文堂、二〇二〇年）一〇三―一五〇頁も参照。

(11) D・ルイス（一九四一―二〇〇二）は、カルフォルニア大学ロサンゼルス校、プリンストン大学で教鞭を執ったアメリカ合衆国生まれの哲学者。研究領域は形而上学、言語哲学、科学哲学、決定論、認識論、メタ倫理学、美学など多岐に

及ぶ。

(12) 本稿におけるルイスの哲学理論については、各所で摘示するルイスの著作に加えて、野上志学『デイヴィッド・ルイスの哲学・なぜ世界は複数存在するのか』（青土社、二〇二〇年）を大いに参考にしている。

(13) David Lewis, *On the Plurality of Worlds*, Blackwell, 1986, p.2. [出口康夫（監訳）『世界の複数性に ついて』（名古屋大学出版会、二〇一六年）二頁]

(14) 野上・前掲註（12）・二四頁。

(15) 少し長くなるが、以下にルイスの擁護を引用する。

「集合の領域が数学者にとつての楽園であるように、論理空間 (logical space) は哲学者にとつての楽園である。われわれは可能者からなる広大な領域を信じさえすればよく、そこにおいて、自分たちの企図を押し進めるために何が必要かを見いだす。原始概念として受け入れなければならない多様な概念を還元し、それにより、われわれの専らの関心であるところの理論——真と考えられるものの全部、その完全な理論——の統一性と経済性における改善に必要な手段を見出すのである。この楽園の代償は何か。可能者について語ることによってもたらされる理論的な利点が欲しければ、腹藏のないそれ相当の権利を得るためのもつとも率直な方法は、このような語り方を文字通りの真理として受け入れることである。数学におけるパラレルな議論に見たときほどは華々しくはないとしても、この代償は正当なものだ。これを受け入れることの利点は、その存在論的なコストを補うだけの価値がある。様相実在論は実り豊かなものであり、そのことにより、このテーゼが真であることを信じるもつともな理由が与えられる。」(Lewis, *Supra* note (13), p.4. [邦訳五頁])

(16) 野上・前掲註（12）・二七—二八頁。

(17) David Lewis, *Counterfactuals*, Basil Blackwell, 1973, p.84. [吉満昭宏（訳）『反事実的条件法』（勁草書房、二〇〇七年）一三八頁]

(18) Lewis, *Supra* note (17), p.84. [邦訳一三八頁]

(19) Lewis, *Supra* note (13), p.2. [邦訳三頁]

- (20) Lewis, *Supra* note (13), pp.2-3. [邦訳三頁]
- (21) Lewis, *Supra* note (17), p.85 [邦訳一四〇頁]。野上・前掲註(12)・三三頁。
- (22) 該当箇所を引用しておく。「われわれの現実世界は他の世界の中の単なる一つの世界にすぎない。われわれがその世界だけを現実と呼ぶのは、それが残りの全ての世界と性質上異なるからではなく、それがわれわれの住まう世界だからである。」(Lewis, *Supra* note (17), pp.85-86 [邦訳一四〇頁])
- (23) 野上・前掲註(12)・三三頁。
- (24) Lewis, *Supra* note (13), p.69. [邦訳七五頁]
- (25) メレオロジー的和とは、複数の事物を部分として含み、それ以外の事物を含まないものを意味する。例えば、机は天板と脚のメレオロジー的和である。
- (26) Lewis, *Supra* note (13), p.69. [邦訳七五頁]
- (27) 例えば、筆者、ソクラテス、冥王星は世界メイト関係にあり、現実世界はこれら時空的関係にあるものの極大のメレオロジー的和であり、翼を持った人間を含まない。翼をもった人間がいる可能世界は、翼を持った人間と時空的関係にあるものの極大のメレオロジー的和となる(この例は野上・前掲註(12)・三四頁を基とした)。
- (28) Lewis, *Supra* note (13), pp.87-89 [邦訳九六―九八頁]。野上・前掲註(12)・三八頁。
- (29) 例えば、人間と鳥の翼の複製を組み合わせるによって翼を持った人間ができ、翼を持った人間を部分として含む世界が存在することになる。
- (30) Lewis, *Supra* note (13), p.8 [邦訳九一―一〇頁]。野上・前掲註(12)・五二頁。
- (31) Lewis, *Supra* note (13), p.254. [邦訳二八八頁]
- (32) $P \square \rightarrow Q$ と $\sim P \square \rightarrow \sim Q$ は異なるもののようにも見えるが、現実には起こらなかった出来事が起こっていた場合にどのようなことが成り立つかを述べている点で、反事実条件文であることに変わりはない。以下では煩雑さを避けるために、特段の記載がない限り、 $P \square \rightarrow Q$ と $\sim P \square \rightarrow \sim Q$ を単に $P \square \rightarrow Q$ と記載する。
- (33) 例えば、「 n が4で割り切れるならば、 n は2で割り切れる」という実質条件文の n に適当な値を代入して考えれば良い。この例は、野上・前掲註(12)・六八―六九頁を参考にした。

(34) 野上・前掲註(12)・七〇—七二頁。

(35) 厳密条件文 $P \Downarrow Q$ は、 P が真である世界の集合が、 Q が真である世界の集合に含まれることを意味する点を前提に、前件強化、推移律、対偶について順に確認する。

前件強化は、「 $P \Downarrow Q$ 、したがって $P \& R \Downarrow Q$ 」という推論である。 $P \& R$ が真である世界の集合は、 P が真である世界の集合に含まれるため、この推論は正しい。しかし、「もし A が B をナイフで刺さなかったならば、 B は死亡しなかっただろう」が真であるとしても、「もし A が B をナイフで刺さず、かつ A が急病で倒れた B の救護を行っていなければ、 B は死亡しなかっただろう」という推論は正しくない。なぜなら、 A が B の救護をしないことによって B が死亡するだろうからである。したがって、「 $P \Downarrow Q$ 、したがって $P \& R \Downarrow Q$ 」という推論は成立しない。

推移律は、「 $P \Downarrow Q$ 、 $Q \Downarrow R$ 、したがって $P \Downarrow R$ 」という推論である。 P が真である世界の集合は Q が真である世界の集合に含まれており、かつ Q が真である世界の集合は R が真である世界の集合に含まれるため、この推論は正しい。しかし、「もし A が配偶者 B に毒を盛れば配偶者 B は死亡するだろう」と「もし配偶者 B が死亡すれば A に保険金が支給されるだろう」が共に真であるとしても、「もし A が配偶者 B に毒を盛れば A に保険金が支給されるだろう」という推論は正しくない。なぜなら、 A は配偶者 B を殺害したことによって保険金を受け取ることはいかなるからである。したがって、「 $P \Downarrow Q$ 、 $Q \Downarrow R$ 、したがって $P \Downarrow R$ 」という推論は成立しない。

対偶は、「 $P \Downarrow Q$ 、したがって $\neg Q \Downarrow \neg P$ 」という推論である。 P が真である世界の集合は Q が真である世界の集合に含まれており、かつ Q が偽である世界の集合は P が偽である世界の集合に含まれるため、この推論は正しい。しかし、「もし A が B をナイフで刺さなかったならば、 B は死亡しなかっただろう」が真であるとしても、「もし B が死亡したならば、 A が B をナイフで刺しただろう」という推論は正しくない。なぜなら、 A が B をナイフで刺したことが B の死因なのであって、 B が死亡したならば A が B をナイフで刺す必要がないだろうからである。したがって、「 $P \Downarrow Q$ 、したがって $\neg Q \Downarrow \neg P$ 」という推論は成立しない。

以上より、厳密条件文において成立する前件強化、推移律、対偶の推論は、反事実条件文において成立しない。以上の例については、野上・前掲註(12)・七四—七六頁を参考にした。

(36) Lewis, *Supra* note (17), pp.4-19 [邦訳六一三〇頁]；野上・前掲註(12)・七一—七六頁。

- (37) David Lewis, "Counterfactuals and Comparative Possibility," *Journal of Philosophical Logic*, Vol. 2, No. 4, pp. 424-425. Reprinted in: David Lewis, *Philosophical Papers Volume II*, Oxford University Press, 1986, p.10.
- (38) 野上・前掲註(12)・七九頁。なお、この「類似性」は、量的な概念ではなく比較可能な概念としての類似性である。したがって、現実世界と可能世界の類似性や距離は数値で表されるものではなく、複数の可能世界間のいずれが現実世界に近いかを示すものである。Lewis, *Supra* note (17), pp.50-52 [邦訳八二―八四頁]；野上・前掲註(12)・二七二頁を参照。
- (39) David Lewis, "Counterfactual Dependence and Time's Arrow," *Noûs*, Vol. 13, No. 4, 1979, p.472. Reprinted in: David Lewis, (1986) *Philosophical Papers Volume II*, Oxford University Press, 1986, pp.47-48. (以下、頁数は初出のものを示す。)
- (40) Douglas Kutach, *Causation*, Polity Press, 2014, pp.2-8. [相松慎也(訳)『現代哲学のキーコンセプト 因果性』(岩波書店、二〇一九年)二一九頁]
- (41) David Lewis, "Causation," *Journal of Philosophy*, 70, 1973, p.558. Reprinted in: David Lewis, *Philosophical Papers Volume II*, Oxford University Press, pp.161-162. (以下、頁数は初出のものを示す。)
- (42) Lewis, *Supra* note (41), p.557.
- (43) このような発想はルイス独自のものではなく、その起源をデイヴィッド・ヒュームに求めることができる。ヒュームは『人間知性研究』において、「我々は、原因とはある対象であって、その後に続いて別の対象が生じる、そしてそこでは第一の対象に類似した全ての対象の後に続いて第二の対象に類似した対象が生じると定義できるだろう。あるいは、言い換えて、そこでは、第一の対象がなかったならば、第二の対象は存在しなかったであろう」とした(David Hume, *An Enquiry Concerning Human Understanding*, 1748, §7. 日本語訳は斎藤繁雄・一ノ瀬正樹(訳)『人間知性研究 付・人間本性論摘要「新装版」』(法政大学出版局、二〇一一年)六九頁を参考にした)。この一節は、Lewis, *Supra* note (41)の冒頭においても引用されており、ルイスの因果関係論においても意識されている。ヒュームは、この定義の前半で事象間の恒常的連接(しばしば第二の定義と呼ばれる)、後半で反事実条件文(しばしば第二の定義と呼ばれる)という二つの定義を示したもののように見えることから、様々な解釈の余地があり、現代の哲学における因果関係論の出発点で

あると考えられている。第一の定義は因果関係の規則説（時空間的に近接する出来事 c と出来事 e について、 c が e に先行して生じ、出来事 c の属するCタイプの出来事が出来事 e の属するEタイプの出来事ともなつて生じる場合に出来事 c と出来事 e との間に因果関係があるとする学説）へ、第二の定義はルイスの学説を代表とする因果関係の反事実条件説へとつながる。哲学における因果関係論の理論的系譜については、松王政浩『科学哲学からのメッセージ…因果・實在・価値をめぐる科学との接点』（森北出版、二〇二〇年）第一章を参照。

(44) 野上・前掲註(12)・一一二頁。

(45) この例は野上・前掲註(12)・一一二頁を基に作成した。

(46) Lewis, *Supra* note (41), pp.560-561.

(47) Lewis, *Supra* note (41), pp.561-563.

(48) Lewis, *Supra* note (41), p.563.

(49) 野上・前掲註(12)・一一四頁。

(50) 野上・前掲註(12)・一一五頁。